



羽田空港対策特別委員会 平成30年4月17日
空港まちづくり本部 資料50番
所管 空港まちづくり課

国空首都第86号  
平成30年3月28日



大田区長 松原 忠義 殿

国土交通省航空局  
航空ネットワーク部長 久保田 雅晴



羽田空港の機能強化に係る要望について (回答)

平素より、羽田空港の運用及び機能強化について、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成29年5月10日付けでご提出いただいた要望書につきましては、地元の声を踏まえた要望として大変重く受け止めております。

羽田空港の機能強化につきましては、平成28年7月28日の「第4回首都圏機能強化の具体化に向けた協議会」において、国土交通省より、それまでの自治体要望や住民意見を踏まえた「環境影響等に配慮した方策」をお示しし、併せて、施設整備や環境対策のための予算措置のほか、引き続き住民の方々への丁寧な情報提供、同方策の実施に向けた検討など、更なる対応を進めていくことを参加自治体と確認しました。

国土交通省といたしましては、引き続きの丁寧な情報提供の一環として、同方策の検討状況等を説明するために、第3フェーズ住民説明会（平成29年1～5月）及び第4フェーズ住民説明会（平成29年11月～本年2月）を開催したところです。

上記状況を踏まえ、御要望について、以下のとおり回答申し上げます。

1 羽田空港の機能強化について

(1) 騒音影響の軽減

B滑走路からできる限り騒音影響を小さくする方策として平成28年7月28日付回答に基づく①低騒音機の導入を促進する着陸料の見直し（昨年4月に実施済）、②B滑走路からの出発機数の削減（1時間当たり24機→20機）、③将来の技術進歩に応じた騒音影響の低減に取り組む。

また、B滑走路西向き離陸における長距離国際線の制限については、地域への騒音影響を踏まえつつ、引き続き検討する。

なお、現在の想定では、騒防法に基づく住宅に対する騒音対策が必要な地域は発生しない見込みであるが、毎年度、東京国際空港騒音対策委員会において運用状況についてフォローアップする。

(2) 安全対策の強化

本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社が運航する航空機の安全な運航及び落下物防止を実現するため、空港での抜き打ち検査、航空会社への是正指導等により、安全対策に引き続き万全を尽くす。また、乗り入れ航空会社に対し、安全対策の徹底を改めて要請する。

特に、落下物対策としては、有識者やメーカー等から構成される会議を開催し、

本年3月26日に本邦航空会社及び日本に乗り入れる外国航空会社を対象とした落下物防止対策基準案をはじめとした落下物対策の強化策を取りまとめた。当該基準案についてパブリックコメントを通じて広く意見を聴き、外国航空会社も対象とした対策基準として策定するとともに、外国航空会社も対象とした処分等の具体的な内容や手続きを検討する等、総合的な対策を整理・充実させていく。

(3) 新たな飛行経路におけるゴーアラウンド経路

今後の検討に応じ適切に情報提供を行う。なお、貴区市街地上空に同経路は設定しない。

(4) 騒音測定局の再配置

新飛行経路を踏まえた騒音測定局の再配置については、貴区と調整のうえ実施する。また、ホームページの充実等を行い、新飛行経路の騒音影響に関する監視及び情報提供を行う。

(5) 引き続きの情報提供

住民説明会（第4フェーズ）におけるご意見をフォローアップするとともに、ホームページや特設電話窓口の活用、市民相談窓口の設置など、様々な手法により引き続き丁寧な情報提供を行う。

2. 現行課題への対応について

(1) A滑走路北向き離陸左旋回の廃止

2018年冬ダイヤ（2018.10.28～）においてA滑走路北向き離陸左旋回を1便削減し、2019年夏ダイヤ（2019.3.31～）において残る2便を削減し、現行運用においてA滑走路北向き離陸左旋回を全廃する。

(2) ヘリコプターによる騒音影響の改善

深夜早朝時間帯におけるヘリコプターの飛行経路について、平成30年3月29日（木）23時に、現行経路から多摩川河口方面経由で離着陸する経路に変更する。

当該変更を関係者に通知する際に昼間時間帯において定められた飛行経路の遵守を再徹底する。

(3) 情報提供等

貴区に対する羽田空港及び航空機の安全等に関する情報提供は迅速に行うとともに、ホームページの充実等により騒音や大気汚染等の環境影響に関する情報の公開についても改善を図る。

3. 羽田空港周辺地域への対応について

上記回答を踏まえ、東京国際空港（羽田空港）移転騒音対策連合協議会からの要望書に対しても別途回答を行う。